

海外水ビジネスの眼

わが国では、10年ほど前から、外国資本による森林（水源地）の買収問題が見られるようになり、これに対処するため一部の自治体では条例を制定して水源地内の土地取引等の事前届出制を導入した事例が報告されている。水源地の保全のためには、外国資本による日本国内での経済活動にも、日本経済の円滑な回転を阻害するものにならないかどうか、目を光らせておかなければならないことをあらためて認識させられた。

一方、2022年5月11日に経済安全保障法が成立した。

年内目標で行われている防衛安全保障とともに、国家安全保障体制の重要な一部となる。この法律には4本の柱がある。①サプライチェーン（供給網）の強化、②基幹インフラサービスの安定提供確保、③特許出願の非公開化、④先端技術の研究開発である。このうち、準備が進み予算とも絡む①と④が2022年8月1日に先行施行された。②と③もできるだけ早く（おそくとも年内）施行ということになる。

経済安全保障は官民協力か

さて、②の基幹インフラサービスであるが、14業種が対象となり、その中に公益事業である電気・ガスと共に水道が入っている（下水道はない）。14業種は、電力、ガス、水道のほか、石油、通信や放送、郵便、金融、クレジットカード、それに鉄道、トラック、船舶、航空、空港であり、その一部の大企業が対象である。

この14業種については、サイバー攻撃

などによって国民生活に深刻な影響が及ぶのを防ごうと、重要なインフラを担う企業が安全保障上、問題のある機器を導入しないよう、国が事前審査を行えるようにするというのである。

この経済安全保障を官民協力とか官民連携と説明して、民間・国民に理解を求めていることがある。①から④のうち、③は日本の技術流失保護であり、④は先端技術に対し予算を計上支援する

話であり、官民協力と言える面もあるが、①と②はいかがであるだろうか？

官民連携や公民連携と訳すPPP (Public-Private Partnership) は、(財政負担や老朽化に悩む)官の公共事業への民間の技術および資金面の協力であるが、経済安全保障は、民が主体で回している経済への官からの協力であり、協力は度が過ぎると介入にもなりうるものである。とりわけ、国が事前審査というその可能性は排除できなくなる。事前審査の対象は、極力少なくするとともに、事前審査のポイントを明確化すべきである。

14業種は事業法があるものが多く、事業法の監督権限で監督官庁は経済安全保障につながる監督もできるのではないだろうか？。経済のグローバル化によって、これまで気にしていなかったことにまで、対策が必要になる時代になって来たのだろうか、経済への攻撃やその防衛に関するインテリジェンス（知見）の収集と分析に労力をそがれて、行政本来の業務がおろそかになるような本末転倒にならないよう注意が必要である。

(アリス)